

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（徳島労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
総数	4,777	607 (12.7%)	265 (5.5%)	258 (5.4%)	2,675 (56.0%)	417 (8.7%)	366 (7.7%)	820 (17.2%)	469 (9.8%)	254 (5.3%)	14 (0.3%)	83 (1.7%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	1,197 [25.1%]	116 (9.7%)	63 (5.3%)	30 (2.5%)	653 (54.6%)	125 (10.4%)	117 (9.8%)	273 (22.8%)	169 (14.1%)	88 (7.4%)	6 (0.5%)	10 (0.8%)	0 (0.0%)
韓国	55 [1.2%]	16 (29.1%)	10 (18.2%)	3 (5.5%)	1 (1.8%)	6 (10.9%)	5 (9.1%)	29 (52.7%)	23 (41.8%)	6 (10.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
フィリピン	526 [11.0%]	34 (6.5%)	7 (1.3%)	50 (9.5%)	90 (17.1%)	3 (0.6%)	1 (0.2%)	349 (66.3%)	204 (38.8%)	78 (14.8%)	4 (0.8%)	63 (12.0%)	0 (0.0%)
ベトナム	1,848 [38.7%]	142 (7.7%)	64 (3.5%)	64 (3.5%)	1,465 (79.3%)	156 (8.4%)	144 (7.8%)	21 (1.1%)	5 (0.3%)	15 (0.8%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ネパール	90 [1.9%]	30 (33.3%)	11 (12.2%)	0 (0.0%)	8 (8.9%)	50 (55.6%)	40 (44.4%)	2 (2.2%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	293 [6.1%]	18 (6.1%)	4 (1.4%)	98 (33.4%)	142 (48.5%)	13 (4.4%)	11 (3.8%)	22 (7.5%)	12 (4.1%)	8 (2.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)
ブラジル	9 [0.2%]	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (88.9%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)
ペルー	7 [0.1%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	6 (85.7%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7等	223 [4.7%]	154 (69.1%)	46 (20.6%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	67 (30.0%)	23 (10.3%)	40 (17.9%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	119 [2.5%]	90 (75.6%)	23 (19.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (24.4%)	11 (9.2%)	16 (13.4%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)
うちイギリス	22 [0.5%]	15 (68.2%)	7 (31.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (31.8%)	2 (9.1%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	529 [11.1%]	96 (18.1%)	60 (11.3%)	11 (2.1%)	316 (59.7%)	64 (12.1%)	48 (9.1%)	42 (7.9%)	19 (3.6%)	18 (3.4%)	0 (0.0%)	5 (0.9%)	0 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

注3：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注4：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注5：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。